

[生活環境] 基本計画施策表

閲覧用 持出禁止

章	節	項	細項目	担当課	ページ
生活環境	生活道路	生活道路の整備	人にやさしい道路の整備	土木建設課 土木管理課	91
	河川	河川の整備	二級河川の整備	土木建設課	93
			準用河川の整備	土木建設課	93
	上水道	上水道の整備	安全な水の安定給水	健康管理課	93
			水の有効利用の推進	健康管理課	95
			持続可能な水道経営	健康管理課	95
	下水道等	公共下水道の整備	施設整備	下水道課	98
			管渠の維持管理	下水道課	98
			処理場・ポンプ場の維持管理	下水道課	98
			水洗化の促進	下水道課	98
		農村地域での適正処理	農業集落排水施設の維持管理	農政課	100
		浄化槽対策の推進	合併処理浄化槽の設置促進	環境保全課	101
		排水の適正処理	排水施設の整備	土木建設課 土木管理課	102
	緑化	緑地の保全・都市の緑化	緑化方針の策定	都市整備課	103
		緑・花の拡大	緑の保全	環境保全課	104
			緑化思想の普及	環境保全課	104
			緑化の推進	環境保全課	104
		公園の整備	公園の施設整備	都市整備課	106
			長生の森公園の整備促進	都市整備課	106
	住宅環境	住宅環境の整備促進	市営住宅の集約化	建築課	109
			安全安心な住宅の促進	建築課	109
	環境衛生	し尿処理の推進	処理施設の維持管理	環境保全課	111
		ごみ処理の推進	排出方法の徹底	環境保全課	112
			リサイクルの促進	環境保全課	112
			ごみ処理施設の維持管理	環境保全課	112
			ごみ排出削減の推進	環境保全課	112
		葬祭施設の整備	火葬場・斎場の管理・運営	環境保全課	115
		美化活動の推進	環境美化の促進	環境保全課	116
			美化思想の普及	環境保全課	116
	持続可能な循環型社会形成の推進	持続可能な循環型社会形成	環境保全課	117	
	安全・安心	消防・救急体制の充実	火災予防の推進	総務課	118
			消防体制の充実	総務課	118
			救急体制の充実	総務課	118
		防災体制の充実	災害予防対策	総務課	120
			災害応急対策	総務課	120
			災害復旧対策	総務課	120
		防犯体制の充実	防犯意識の向上と活動の推進	生活課	123
			防犯施設の適正配置	生活課	123
		交通安全対策の推進	交通安全思想の普及	生活課	125
			交通安全施設の整備	土木建設課	125
			交通規制の強化	生活課	125
			交通事故被害者の救済	生活課	125
			放置自転車対策	生活課	125
	消費生活	消費生活の向上	消費者の保護	生活課	128
			かしこい消費者づくり	生活課	128

第1節 生活道路

第1項 生活道路の整備

現況と課題

■人にやさしい道路の整備

本市における市道は、平成22年4月1日現在、総延長802kmのうち、道路の舗装率は93.5%、改良率は74.6%となっており、市民生活と地域経済を支える根幹施設として重要な役割を果たしています。

一方、近年の自動車交通量の増加と車両の大型化に伴い、交通渋滞や道路破損が生じており、道路交通の利便性と安全性を確保した道づくりが急務となっています。

これらの状況を踏まえ、市民生活に密着した、人にやさしい安全な生活道路の整備および維持管理を行う必要があります。

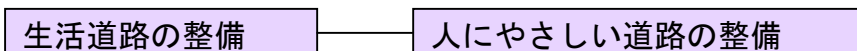
●市道整備率

区分 年		各年4月1日現在	
		市道改良率(%)	道路舗装率(%)
18	73.9	93.1	
19	74.2	93.2	
20	74.3	93.3	
21	74.5	93.4	
22	74.6	93.5	

基本方針

道路交通の利便性と安全性を図り、新たな広域幹線道路網と連携し、市民生活と地域経済を支える生活道路の整備を推進します。

◆施策体系



事業計画**■人にやさしい道路の整備**

1. 高齢者や障害者をはじめ、誰にとっても安全・安心な道づくりを推進します。
2. 道路機能を最適に維持し、交通安全と景観形成に配慮した道路管理を推進します。
3. 市民生活の安全確保に向け、緊急車両が進入できる道路整備を推進します。
4. 防災や災害時の対応等に向けて、上下水道やガス管等の道路占用物の配置状況を把握するための取り組みを進めます。

主要事業

- ・市道の新設と改良および舗装新設

第2節 河川

第1項 河川の整備

現況と課題

■二級河川の整備

本市には、二級河川³⁹として一宮川水系の一宮川、豊田川、阿久川、鶴枝川、三途川と南白亀川水系の南白亀川、赤目川があります。

治水事業は、それぞれの時代の要請を受けてその推進を図ってきましたが、河川流域の土地形態の変化から、流出量増大に加えて到達時間が早まり、治水機能が低下しています。

このため、地域住民を災害から守るとともに、生活環境の保全および都市的土地利用を推進する上でも、各河川の改修等の治水対策が強く望まれており、その

対策について、現在、県事業として各河川の改修および調節池の建設が進められています。

■準用河川の整備

本市には、準用河川⁴⁰として一宮川水系の鹿島川、梅田川、中の島川、道目亀川、西谷川と南白亀川水系の乗川、南豊川があります。

準用河川は、日常生活に密着した生活河川であり、安全で豊かな地域社会を保全するため、自然環境に配慮した改修の推進および適正な維持管理が求められています。

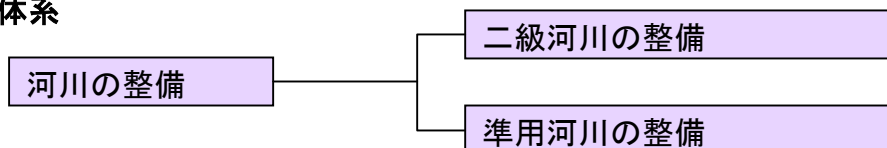
●河川

名称	種別	水系	指定延長(m)	平成22年4月1日現在	
				流域面積(km ²)	整備率(%)
一宮川	二級河川	一宮川	30,327	222.6	60.3
豊田川	"	一宮川	7,220	19.5	70.6
阿久川	"	一宮川	7,633	28.8	74.7
鶴枝川	"	一宮川	6,250	14.0	56.0
三途川	"	一宮川	4,500	11.4	15.6
南白亀川	"	南白亀川	17,498	103.8	100.0
赤目川	"	南白亀川	7,700	25.6	70.5
鹿島川	準用河川	一宮川	1,500	3.9	100.0
梅田川	"	一宮川	1,150	2.0	41.6
中の島川	"	一宮川	300	1.1	100.0
道目亀川	"	一宮川	780	1.4	100.0
西谷川	"	一宮川	2,600	3.5	47.6
乗川	"	南白亀川	2,700	2.7	3.4
南豊川	"	南白亀川	370	0.9	0.0

基本方針

1. 二級河川については、安全な地域づくりや環境に配慮しながら、改修の促進を関係機関に働きかけます。
2. 準用河川の改修を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

◆施策体系



事業計画

■二級河川の整備

1. 一宮川水系については、改修促進を関係機関に要望していきます。
2. 南白亀川水系、特に赤目川については河道改修を促進するとともに、JR 本納駅周辺の浸水被害を軽減させるため、準用河川乗川との合流点における調節池の早期完成を関係機関に要望します。

■準用河川の整備

1. 乗川の整備については、JR 外房線本納駅周辺の浸水被害対策のため積極的に事業の推進を図ります。
2. 梅田川については、早期完成を目指し継続的に事業を推進します。
3. 西谷川については、早期完成に向けて事業を推進します。
4. 適正な維持管理に努め、治水機能の低下を防止します。

主要事業

- ・ 一宮川の整備促進
- ・ 阿久川の整備促進
- ・ 鶴枝川の整備促進
- ・ 赤目川の整備促進
- ・ 赤目川および乗川合流部の調整池整備の促進
- ・ 乗川の整備
- ・ 梅田川の整備
- ・ 西谷川の整備

第3節 上水道

第1項 上水道の整備

現況と課題

本市の上水道は、長生郡市広域市町村圏組合において事業を実施し、地下水と九十九里地域水道企業団からの受水により給水しています。

現在、水道用水供給事業を行っている九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団と千葉県水道局の水平統合⁴¹について検討が進められています。

平成21年度の給水人口は89,962人、普及率は96.6%となっています。

■安全な水の安定給水

施設の耐震化、老朽施設の更新など、将来にわたり安全で安心できる水を安

定して供給できるよう、施設整備を計画的に進める必要があります。

■水の有効利用の推進

水が有限で貴重な資源であることの認識を高める啓発活動を通し、市民に節水意識の高揚を図っていく必要があります。

■持続可能な水道経営

経営の効率化を計画的に推進し、財政面の安定化に努めるとともに、水道技術の継承を図り、持続可能な水道経営を目指す必要があります。

●上水道の整備

項目		年度	17	18	19	20	21	
行政区域内人口(人)			93,577	93,592	93,564	93,335	92,888	
給水区域内人口(人)			93,784	93,799	93,771	93,545	93,098	
給水人口(人)			90,648	90,663	90,635	90,409	89,962	
普及率(%)			96.7	96.7	96.7	96.6	96.6	
給水戸数(戸)			34,774	35,280	35,856	36,208	36,518	
有効水量	有収水量	家事用	1人1日平均 使用水量(ℓ/人日)	242	241	242	242	243
			1日平均 使用水量(m ³ /日)	21,982	21,808	21,914	21,919	21,823
		営業用	" (")	4,347	4,304	4,244	4,143	4,053
		官公署用	" (")	1,219	1,156	1,128	1,124	1,070
		工場用	" (")	1,953	1,862	1,846	1,690	1,593
		浴場・学 校プール用	" (")	34	27	26	25	22
		臨時用	" (")	45	19	11	12	11
		計	" (")	29,580	29,176	29,169	28,913	28,572
		無収水量	" (")	990	1,025	1,113	1,107	1,093
		計	" (")	30,570	30,201	30,282	30,020	29,665
無効水量		" (")	2,633	2,687	2,573	2,503	2,473	
1日平均使用水量		" (")	33,203	32,888	32,855	32,523	32,138	
1人1日平均使用水量(ℓ/人日)			366	363	362	360	357	
1日最大使用水量(m ³ /日)			38,938	37,605	38,201	37,143	36,146	
1人1日最大使用水量(ℓ/人日)			430	415	421	411	402	
年間総給水量(千m ³)			12,119	12,004	12,025	11,871	11,731	
年間有収水量		" (")	10,797	10,649	10,676	10,554	10,429	
有収率(%)			89.1	88.7	88.8	88.9	88.9	
有効率		" (")	92.1	91.8	92.2	92.3	92.3	
負荷率		" (")	85.3	87.5	86.0	87.6	88.9	

●用途別給水状況の推移

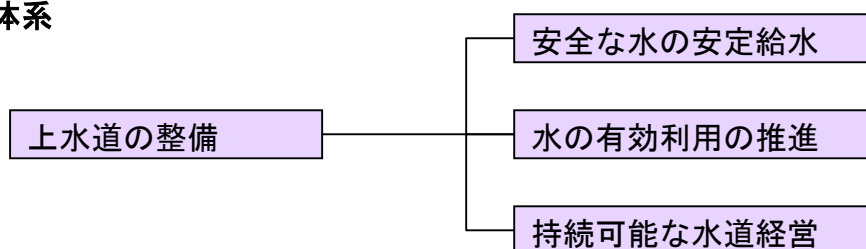
(単位:戸、m³)

年度	総 数		一般家庭用		会社・工場・事務所 および営業用		浴場・プール用		臨時用	
	戸数	給水量	戸数	給水量	戸数	給水量	戸数	給水量	戸数	給水量
17	38,005	10,796,871	35,178	8,023,342	2,723	2,744,709	12	12,436	92	16,384
18	38,518	10,649,098	35,672	7,960,016	2,722	2,672,538	12	9,658	112	6,886
19	39,123	10,675,855	36,298	8,020,686	2,710	2,641,804	12	9,325	103	4,040
20	39,214	10,553,789	36,445	8,000,749	2,678	2,539,521	12	9,054	79	4,465
21	39,287	10,428,721	36,524	7,965,374	2,663	2,451,091	12	8,171	88	4,085

基本方針

1. 安全で良質な水道水の安定的な供給を図り、地震等の災害時においても一定量の水道水を供給できるよう、その確保に努めます。
2. 水の有効利用を図り、市民に対し節水意識の高揚に努めます。
3. ライフラインとしての水道の公共的機能を維持するとともに、経営効率化や社会的な責務としての環境への配慮など、持続可能な水道経営を目指します。

◆施策体系



事業計画**■安全な水の安定給水**

1. 九十九里地域水道企業団からの受水と地下水により、安全な水の安定給水を図ります。
2. 自己水源施設の適切な管理に努め、地下水の保全を図ります。
3. 施設の耐震化、老朽施設の更新、給水不良の解消、特定配水管の整備、監視モニターの整備等、安全で安心できる水の安定給水と公平な給水サービスの実現を図るため、配水施設の整備を図ります。
4. 災害時における応急給水の確保、組織体制や備蓄資材等の整備を図ります。

■水の有効利用の推進

1. 市民および事業所等に対し節水意識の高揚を図り、水資源の有効利用を促進します。
2. 漏水防止対策として、漏水調査を計画的に実施します。
3. 水の有効利用の推進に向けて、水道料金や水道事業に関する情報公開を進めるとともに、水道事業の経営合理化等を促進します。

■持続可能な水道経営

経営効率化を計画的に推進し、持続可能な水道経営を目指します。

第4節 下水道等

第1項 公共下水道の整備

現況と課題

■施設整備

公共下水道の整備は、都市における生活環境改善施策として、快適な市民生活に欠かすことのできない事業であるだけでなく、河川等の公共用水域の清浄化にも重要な役割を果たしています。

しかし、下水道整備には多額の費用を必要とするため、長期の年月を要することとなります。

公共下水道の整備状況は、全体計画 2,371ha に対し、平成 22 年 4 月 1 日現在、供用開始区域は 780ha となっており、今後も経済的かつ効率的な管渠および処理場施設整備を、計画的に進める必要があります。

■管渠の維持管理

下水道管渠は、道路等の地下に埋設されており、車両の振動や地盤沈下、管自体の劣化等により損傷や滞留を生じることがあります。このような管渠施設の不良化は、処理費用の増大や機能低下を招くだけでなく、道路陥没につながる恐れがあるため、定期的に点検し、適正な維持管理を行う必要があります。

■処理場・ポンプ場の維持管理

川中島下水処理場⁴²については、運転開始後 35 年以上が経過し、老朽化による処理機能の低下がみられるため、耐用年数や機器の状態を見ながら、今後も順次改築を進める必要があります。

中継ポンプ場についても、老朽化が進む中で処理機能を保持するため、計画的改修を行う必要があります。

また、市民生活や流入水質の変化に対応して、処理水質のさらなる向上や臭気対策など、業務の質的な充実が求められています。

■水洗化の促進

下水道は、管渠整備後に各家庭において水洗化することにより、はじめてその機能が発揮されるものですが、下水道供用開始区域内の約 8%の家庭において、まだ水洗化されていない状況です。

水洗化の阻害要因は、家屋の老朽化や経済的な問題等であり、さらに啓発活動や財政的援助措置を進め、水洗化の促進を図る必要があります。

●下水道の現況及び計画

平成22年4月1日現在

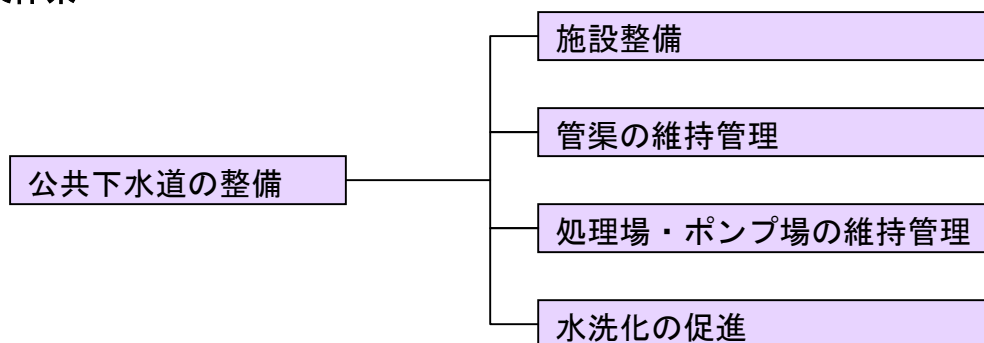
項目		区分	全体計画	認可計画	現況
処理区域面積 (ha)			2,371	952	780
処理人口 (人)			69,530	35,730	31,620
処理能力 (m ³ /日)			37,410	26,410	15,410
ポンプ場 (箇所)			2	2	2
水洗化	戸数 (戸)				15,127
	率 (%)				92.1

基本方針

公共下水道供用区域の経済的かつ効率的な整備を図るとともに、快適な市民生活を守るため、施設の適切な維持管理に努めます。

また、処理機能の向上、水洗化の促進についても積極的に取り組みます。

◆ 施策体系



事業計画

■ 施設整備

1. 整備区域については、経済性・効率性を十分に検討したうえで投資効果の高い地区を選定し整備拡大を進めます。
2. 処理場については、流入水量の実態と施設の耐用年数を勘案し段階的整備を図ります。

■ 管渠の維持管理

定期的な点検・清掃を実施し、計画的な維持・補修を行います。

■ 処理場・ポンプ場の維持管理

1. 老朽化対策として、改築計画に基づく改修を進めるとともに、日常の点検・補修により処理機能を保持していきます。
2. 処理水質の向上および臭気対策に努めます。

■ 水洗化の促進

長期の未水洗化世帯については、戸別訪問により水洗化の促進を図ります。また、財政的援助措置である補助制度や貸付制度を効果的に活用していきます。

主要事業

・ 川中島下水処理場改築

・ 三貫野処理分区整備

第2項 農村地域での適正処理

現況と課題

■農業集落排水施設の維持管理

農業集落排水事業は、4地区3処理場で供用開始しています。現在の処理戸数は、2,200戸を超え農村地域において住民の生活向上および環境保全に大きく貢献しています。

しかし、当事業は供用開始から12年を経過していることから、排水施設および処理場機器等の適切な維持管理をする必要があります。

●農業集落排水の現況

平成22年5月1日現在

地区名	加入戸数	接続戸数	接続率(%)
東郷第一	1,535	1,350	87.9
豊岡第一	598	494	82.6
豊岡第二	282	254	90.1
豊岡第三	187	135	72.2
計	2,602	2,233	85.8

基本方針

供用開始地区の農業集落排水施設の維持管理に努めます。

◆施策体系

農村地域での適正処理

農業集落排水施設の維持管理

事業計画

■農業集落排水施設の維持管理

1. 機器等の経年劣化に対応するため、計画的に修繕を行い適正な維持管理を行います。

2. 施設の有効利用を図るため、未接続世帯に対し水洗化を促進します。

第3項 浄化槽対策の推進

現況と課題

■合併処理浄化槽の設置促進

公共用水域の水質汚濁防止のため、補助対象地域および建物の用途を定め、単独処理浄化槽および汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置に補助制度を設け設置促進に努めています。

浄化槽の機能を十分発揮させるためには、保守点検・清掃が必要であり、維持管理の不十分な設置者には、関係機関と共同で実態調査や立入調査を実施し、設置者の指導を行っています。

今後は、維持管理の徹底と生活排水対策の啓発に努める必要があります。

基本方針

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道事業、農業集落排水事業と整合を図り、合併処理浄化槽の設置促進や維持管理の徹底に努めます。

◆施策体系

浄化槽対策の推進

合併処理浄化槽の設置促進

事業計画

■合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽設置促進について、単独処理浄化槽および汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換設

置に対する補助制度を継続するとともに、浄化槽の機能を発揮させるため、設置者への指導や広報紙等による啓発を行い、公共用水域の水質汚濁防止に努めます。

主要事業

- ・ 合併処理浄化槽設置整備補助

第4項 排水の適正処理

現況と課題

■排水施設の整備

近年、都市化の進展により農地、山林等の保水遊水機能を有している土地が減少しているため、雨水の流出量

が増大し、住宅地や道路等への浸水、冠水等の被害をもたらしています。

このため、排水の整備を計画的に進めていく必要があります。

基本方針

市民の生活環境を快適にするため、計画的に排水施設を整備し、排水不良地区の解消を図ります。

◆施策体系

排水の適正処理

排水施設の整備

事業計画

■排水施設の整備

1. 茂原市排水基本計画に沿って排水不良地区の整備を計画的に進めます。

2. 道路排水の不良箇所の整備を計画的に進め、道路交通の安全性を高めるとともに、生活環境の改善に努めます。

主要事業

・ 幹線および支線排水路の整備

・ 道路排水の整備

第5節 緑化

第1項 緑地の保全・都市の緑化

現況と課題

■緑化方針の策定

都市における緑地の確保は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かせない要素であり、その確保に努めてまいりま

したが、今後はさらに計画的に実施するため緑の基本計画⁴³を策定し、その推進に努める必要があります。

基本方針

自然と共生する緑豊かな都市と、市民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、市民と事業者の協力を

得て都市における緑の保全・創出を図ることが必要であり、それぞれの地域の状況等に応じた緑化の推進を計画します。

◆施策体系

緑地の保全・都市の緑化

緑化方針の策定

事業計画

■緑化方針の策定

都市計画マスタープランとの整合を図りながら、市民の意見を反映させた緑の基本計画の策定を行います。

主要事業

- ・「緑の基本計画」の策定

第2項 緑・花の拡大

現況と課題

■緑の保全

本市の自然的な土地利用は、緑地としての山林原野が市域の約15%を占めています。緑は市民に安らぎとうるおいを与え、生活環境の向上には欠かすことのできないものですが、都市化に伴い、その面積が減少しています。今後とも緑の保全に努めていく必要があります。

■緑化思想の普及

花いっぱい運動や広報紙等を通して市民に緑化思想の普及を図っていますが、緑や花の豊かな都市景観を創出するためには、茂原市花いっぱい運動推進協議会の運動を通じた自治会の花壇づくりの充

実を図ることにより、市民一人ひとりが緑や花に関心を持つように実践活動を通して、より一層の普及を図っていくことが必要となります。

■緑化の推進

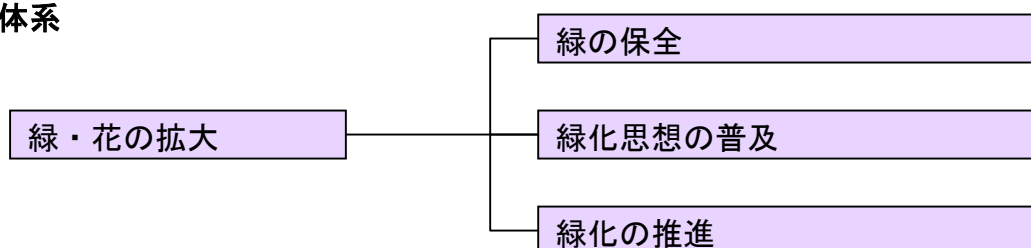
緑のある美しいまちづくりを進めるため、公共施設へ緑や花の植栽に努めています。また、家庭などの緑化に果たす役割が大きいことから、自治会等に市の花コスモスの種子を配布するなど、全市的な「花いっぱい運動」を展開し、普及を図っています。

今後は公園、緑道、街路、河川などと有機的に結び付けた緑の基本計画を策定し、その推進に努める必要があります。

基本方針

1. 緑のある美しいまちづくりを進めるため、市の木つつじ、市の花コスモス等の植栽を通し、緑の保全に努めます。
2. 緑や花を育てる市民意識の高揚を図り、緑豊かなうるおいのあるまちづくりに努めます。

◆施策体系



事業計画**■緑の保全**

良好な生活環境を形成するため、市民の理解と協力のもと、身近な緑の保全を図ります。

■緑化思想の普及

緑化に関する行事や広報、身近で関心の持てるような実践活動などを通して、緑化の普及に努めます。

■緑化の推進

緑のある美しい生活環境の形成を目指すため、公共施設、事業所および家庭での緑や花の植栽を推進します。

主要事業

- ・花いっぱい運動の推進
- ・コスモスの種子配布
- ・緑化普及の啓発

第3項 公園の整備

現況と課題

■公園の施設整備

本市の都市公園は、現在総合公園としての茂原公園、運動公園としての富士見公園が整備されているほか、近隣公園⁴⁴3か所、街区公園⁴⁵41か所、緑道1か所が整備されています。全体の面積は38.0haで、人口1人当たりの公園面積は4.0㎡となっています。

公園は地域の実情や施設の役割に対応し、スポーツ・文化活動や災害時の避難場所として、市民生活を守る上で大きな役割を持っています。

しかし、施設の中には老朽化等によりその機能を発揮していないものもあるため、公園として十分活用できるよう施設の改修を進めるとともに、適切な維持管理を行うため公園施設長寿命化計画⁴⁶を策定し、計画的かつ効率的に行うことが重要です。

■長生の森公園の整備促進

長生の森公園は、「人間・スポーツ・環境」を公園整備のテーマとして、この地域の自然と文化を育み、スポーツ活動の中心的役割を担い、地域のレクリエーションニーズに応える公園となるように整備が進められています。

ゾーニング（区分け）によって、全体計画48.2haのうち、第1期整備区域（10.2ha）に専門的なスポーツを楽しむことのできる運動施設として野球場1面、庭球場8面、ゲートボール場6面および駐車場を配置し、平成16年度に整備が完了しました。

第2期整備区域（30.8ha）については、自然環境に配慮した施設が計画され、平成29年度完成を目標に、引き続き県によって整備が進められています。

●県立長生の森公園



●都市公園

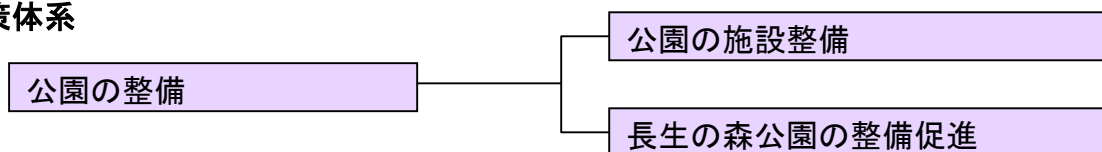
種別	平成21年4月1日現在	
	箇所数	面積(ha)
街区公園	41	10.0
近隣公園	3	4.9
地区公園	0	0.0
総合公園	1	16.1
運動公園	1	5.7
広域公園	(1)	(48.2)
緑道	1	1.3
合計	47	38.0
	(48)	(86.2)

※()は長生の森公園を含む数値。

基本方針

1. 茂原公園および富士見公園のさらなる充実を図るとともに、歩いて行ける範囲の公園のネットワーク整備を基本方針として、だれもが利用しやすい緑豊かな潤いのあるふれあいの場を提供します。また、市民参加による都市緑化を進めるとともに、災害時における避難拠点・防災機能を発揮する公園整備を推進し、快適で安全な市民生活のために十分活用されるよう、維持管理に努めます。
2. 長生の森公園第2期整備区域については、自然環境の保全に努めるとともに、災害時における広域避難地となるような広域公園を目指します。

◆ 施策体系



事業計画

■公園の施設整備

1. 都市公園については、整備の充実と拡充を図るため、人口1人当たり目標公園面積を概ね10㎡として計画的に配置します。
2. 茂原公園および富士見公園については、市民の休息、散策、運動等の利用に供するとともに、文化活動等に資する総合公園および運動公園として整備を推進します。
3. 住区基幹公園については、市民生活に密着した、歩いて行ける公園のネットワークとして整備を推進します。
4. 公園の維持管理については、管理体制の充実に努め、市民参加による自主管理組織の育成や活動への援助を図ります。

また、老朽化施設についても、公園施設長寿命化計画を策定し計画的かつ効率的に、市民の要望に応じた魅力ある空間となるよう、再整備・補修に努め、良好な生活環境として維持管理に努めます。

5. 自治会やボランティア団体等との連帯による公園の美化活動を展開し、公園への愛着心を深め、公園利用者の活性化により、市民参加のまちづくりを推進します。

■長生の森公園の整備促進

第2期整備区域については、広域避難地を兼ねる多目的広場や稲作等の水辺体験、炭焼き等の里山体験を行うことのできる施設および自然林の中を散策する遊歩道の整備促進を図ります。

主要事業

- ・公園施設長寿命化計画の策定
- ・茂原公園の整備
- ・富士見公園の整備
- ・萩原公園の整備
- ・長生の森公園の整備促進

第6節 住宅環境

第1項 住宅環境の整備促進

現況と課題

■市営住宅の集約化

本市には、13 団地 869 戸の公営住宅があります。そのうち県営住宅が 1 団地 80 戸であり、市営住宅が 12 団地 789 戸です。これらの住宅を適切に維持・補修して居住環境の改善を図り、住宅に困窮している市民に供給しています。

今後は、これらの市営住宅を集約化するとともに、利便性と安全性を備えた住宅として整備し、入居者の住環境の改善を図る必要があります。

■安全安心な住宅の促進

千葉県においても大地震が懸念されている現在、住宅の耐震化もまだ十分とは言えず、特に民間の耐震化も進まない状況にあります。市では、耐震相談会や講習会を定期的で開催し、普及啓発をしているところです。

次世代へ引き継がれる豊かな住まい環境・地域社会を目指し、長期に耐久性を備え、地域環境負荷低減に配慮した住宅や、瑕疵保険付住宅⁴⁷等の安全安心な環境づくりの促進が必要となります。

●公営住宅の整備状況

平成22年4月1日現在

種別	区分	戸数	構造別		1戸当たりの平均面積(m ²)
			木造	非木造	
市営住宅		789	38	751	42.86
県営住宅		80		80	

●用途別建築確認申請の推移(新築のみ)

年度	区分	総数	専用住宅	共同住宅 (アパート含む)	店舗 (併用含む)	工場	公共用 建物	その他
17		563	435	57	21	5	4	41
18		572	473	31	33	1	1	33
19		468	385	46	17	1	0	19
20		505	417	39	16	2	0	31
21		447	379	28	9	2	5	24

●所有関係別住宅の状況(普通世帯のみ)

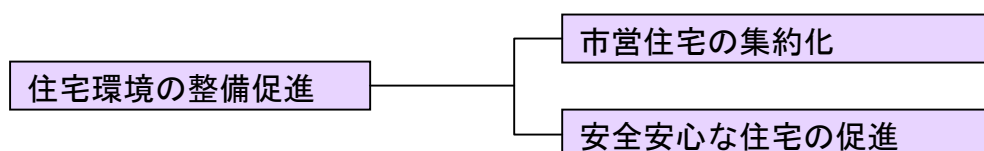
各年10月1日現在

年度	区分	持家		公営借家		民営借家	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
2		18,354	74.7	828	3.4	4,243	17.2
7		21,484	74.7	803	2.8	5,157	17.9
12		23,824	76.6	676	2.2	5,449	17.5
17		24,989	75.1	627	1.9	6,445	19.4
年度	区分	給与住宅		間借		計	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
2		1,026	4.2	124	0.5	24,575	100.0
7		1,149	4	180	0.6	28,773	100.0
12		896	2.9	259	0.8	31,104	100.0
17		714	2.1	485	1.5	33,260	100.0

基本方針

1. 老朽化した住宅の改修を行うとともに、入居需要がなくリフォームすることもできない団地の用途廃止を行い、借地返還等により市営住宅の集約化を図ります。
2. 住宅の耐震改修の誘導施策として、個人住宅の耐震性について、相談会を通じて市民に耐震改修工事についての専門的な考え方を普及啓発します。また、住生活基本法に基づき、長期にわたり居住できる良質な住宅の促進を図り、環境にやさしい省エネルギー住宅の供給を促進します。

◆施策体系



事業計画

■市営住宅の集約化

高齢者の増加に伴い、良好な住生活環境を確保するため、比較的市街地に近く、耐火性能を備えた利便性の高い住宅として、集約化を図ります。また、世代ニーズに即した住宅の確保と、利用者の安全性等を配慮した改修を推進します。

■安全安心な住宅の促進

1. 個人住宅の耐震性について、相談会・講習会等を通じ、市民への理解と周知を図ります。
2. 長期優良住宅を促進し、新たな社会ニーズに対応した供給方法を検討します。
3. エネルギー資源の有効活用や、地域環境への負荷の低減を図り、環境にやさしい建築物の普及啓発を行います。

主要事業

- ・市営住宅の高齢者対策
- ・市営住宅の集約化（借地の返還および住宅の用途廃止）
- ・耐震啓発事業の開催
- ・長期優良住宅の認定事務

第7節 環境衛生

第1項 し尿処理の推進

現況と課題

■処理施設の維持管理

し尿の処理については、長生郡市広域市町村圏組合の事業として行っています。浄化槽の普及に伴い、し尿は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥は増加しています。今後は施設の老朽化が著しいことから、その対応が必要です。

●し尿処理状況の推移

区分 年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)	焼却灰埋立 (t)
16	5,670	12,434	18,104	45
17	5,278	12,937	18,215	64
18	5,037	14,352	19,389	74
19	4,094	13,780	17,874	67
20	3,541	14,581	18,122	47

基本方針

し尿処理施設の適正管理に努めます。

◆施策体系

し尿処理の推進

処理施設の維持管理

事業計画

■処理施設の維持管理

施設の老朽化が進んでいることから、延命のための維持管理に努めます。

第2項 ごみ処理の推進

現況と課題

ごみ処理は、長生郡市広域市町村圏組合事業として行っており、ごみの排出量は、平成20年度では、圏域全体で約56,316トン、このうち茂原市は、約39,579トンで約70.3%に上っています。

資源循環型社会⁴⁸の構築を一層進め、ごみの発生量を抑制し減量する必要があります。

■排出方法の徹底

ごみの排出方法については、年度毎に「ゴミと資源の分け方・出し方」の収集カレンダーを自治会を通じて各世帯に配布し、その徹底に努めていますが、なお一層、排出方法を周知させるための啓発に努める必要があります。

■リサイクルの促進

リサイクル事業は、自治会、団体等が主体となって活動をしています。また、平成10年度から容器包装リサイクル法⁴⁹に基づく分別収集を行い、平成20年度の資源ごみ回収量は6,360トンであり、各種団体等の協力のもと、リサイクルの促進を図っています。

平成13年度からは資源の有効利用と廃棄物の減量を目的として家電リサイク

ル法⁵⁰が施行され、家電製品のリサイクルが行われています。

家電リサイクル法は平成21年度から対象品目が増えたため、さらなる周知徹底を図る必要があります。

■ごみ処理施設の維持管理

平成11年度から新焼却施設が稼働し、平成18年度から新たに最終処分場が稼働しています。

今後、埋立て能力の限界が見込まれるため、さらなるごみの削減と現処分場の延命化を図る必要があります。

■ごみ排出削減の推進

ごみの分別排出の徹底により、ごみの減量化および資源化を促進し、ごみ処理経費の削減を目的として、平成18年1月から可燃ごみ袋の有料化を実現し、以降、可燃ごみの減量化が進んでいます。

また、ごみの減量化のため、リデュース(reduce・発生抑制)、リユース(reuse・再使用)、リサイクル(recycle・再利用)の「3R」を推進し、生ごみの減量化のため、コンポスター、EM容器⁵¹、電動式生ごみ処理機の普及に努めています。

●ごみ処理状況の推移（可燃、不燃（有害）、粗大、資源）

区分 年度	ごみの搬入量(t)					最終埋立処分 (t)
	可燃ごみ	不燃(有害)ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計	
16	34,439	1,883	1,651	7,194	45,167	3,248
17	34,659	1,764	1,642	7,308	45,373	3,257
18	31,961	1,538	1,510	7,337	42,346	3,532
19	31,091	1,338	1,399	6,961	40,789	3,500
20	30,673	1,255	1,291	6,360	39,579	3,380

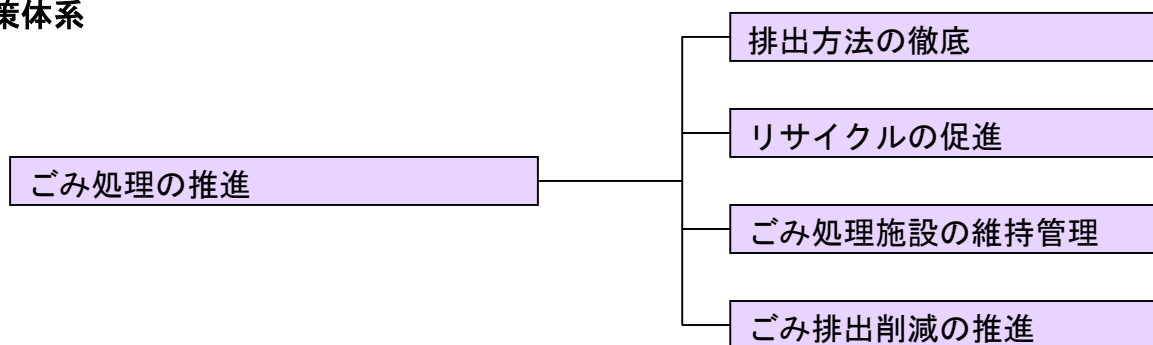
●有価物（容器包装廃棄物等）回収状況の推移

年度	区分	空びん類 (t)	空カン類 (t)	古紙類 (t)	総収集量 (t)	還元金 (千円)	団体数
16		914	453	3,635	5,002	28,863	329
17		863	467	3,504	4,834	28,798	318
18		927	463	3,473	4,863	14,783	309
19		1,181	542	4,995	6,718	14,461	305
20		1,172	506	5,223	6,901	13,122	303

基本方針

1. ごみの排出方法の徹底をより一層推進します。
2. ごみの減量化や資源の有効利用の観点から、リサイクル事業をより一層推進します。
3. 安全で安定したごみ処理をするために処理施設の適正管理に努めるとともに、多様化するごみの資源化、減
4. ごみ排出抑制、減量化のため、「3R」を推進し、コンポスター、EM 容器の助成販売とあわせ、電動式生ごみ処理機購入について助成を推進します。

◆施策体系



事業計画

■排出方法の徹底

ごみの排出方法の徹底をより一層図るため、広報紙、チラシ等を利用し積極的に啓発活動に努めます。

■リサイクルの促進

市民団体等の理解と協力のもと、リサイクル事業の拡大を図ります。

■ごみ処理施設の維持管理

焼却施設の適正管理と焼却灰の再利用等により、最終処分場の延命化を図りながら、圏域住民の理解を得て、新たな最終処分場の確保に努めます。

■ごみ排出削減の推進

ごみ排出抑制、減量化のための「3R」を推進し、コンポスター、EM 容器の助成販売とあわせ、電動式生ごみ処理機購入について助成の推進に努めます。

主要事業

- ・ リサイクル事業の拡大
- ・ ごみ減量化対策

第3項 葬祭施設の整備

現況と課題

■火葬場・斎場の管理・運営

長生郡市広域市町村圏組合による火葬場・斎場(長南聖苑)は平成10年5月1日より供用開始しました。

斎場の利用については、民間施設との競合の中で、管理運営方法等を検討し、利用促進を図る必要があります。

基本方針

1. 火葬場・斎場の適正な管理、運営に努めます。

◆施策体系

葬祭施設の整備

火葬場・斎場の管理・運営

事業計画

■火葬場・斎場の管理・運営

1. 施設・機器の経年劣化に対応するため、計画的に修繕を行い、適正な維持管理に努めます。

2. 地域住民がさらに利用しやすいよう、施設の管理・運営に努めます。

●火葬場の使用状況の推移

年度	区分	市内 (件)	市外 (件)	合計 (件)
17		769	449	1,218
18		737	456	1,193
19		893	448	1,341
20		824	453	1,277
21		826	435	1,261

●斎場の使用状況の推移

年度	区分	市内 (件)	市外 (件)	合計 (件)
17		211	214	425
18		213	203	416
19		233	209	442
20		225	225	450
21		218	210	428

第4項 美化活動の推進

現況と課題

■環境美化の促進

ゴミゼロ運動などを通して、自治会単位の地域清掃およびボランティア団体などの自主清掃活動の奨励を行い、地域の環境美化活動を推進しています。さらに、雑草の繁茂している空き地については、空き地に係る雑草等の除去に関する条例に基づき所有者に対して雑草除去の指導を行うとともに、自治会単位に草刈り機を貸し出すなどの対策を進めています。

また、ポイ捨て防止条例の趣旨を生かして、自治会・ボランティア団体などの

地域住民と連携を図りながら、環境美化活動のさらなる促進を図ることが必要です。

■美化思想の普及

市民の自発的な清掃活動については、ゴミゼロ運動および3Rの推進に加えて、日常生活から清掃を心がけるよう、広報紙、パンフレット等により啓発活動を行っています。しかしながら、ごみのポイ捨てが後を絶たず、また空き地の雑草も目立ち、美化思想が十分に普及しているとはいえ、一層の啓発が必要です。

基本方針

1. きれいで住みよい環境づくりを進めていくため、啓発活動を通して、市民の協力のもと美化活動の推進に努めます。
2. 市民等への清掃活動やポイ捨て禁止および空き地管理の啓発を進め、美化意識の高揚を図ります。

◆施策体系

美化活動の推進

環境美化の促進

美化思想の普及

事業計画

■環境美化の促進

自治会やボランティア団体などに自主的な清掃活動の奨励を図り、空き地の雑草対策を含め、地域ぐるみで環境美化活動を進めます。

■美化思想の普及

ゴミゼロ運動などのイベントや、広報紙、パンフレット等を通して、一層の美化意識の啓発に努めます。

主要事業

- ・ゴミゼロ運動の推進

第5項 持続可能な循環型社会形成の推進

現況と課題

■持続可能な循環型社会形成

現在の環境問題は、自動車排気ガスなどによる大気汚染問題、大量生産、大量消費、大量廃棄に起因する廃棄物問題、また地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境の破壊など、広範囲でかつ将来世代にまで影響を及ぼすような深刻な問題です。

その原因は、私たちの日常生活や事業活動そのものにより、私たち自身が被害者でもあり加害者でもある複雑なものです。これらの問題解決のために、市と事業者と市民が連携し、日常生活や事業活動を見直して、ライフスタイルを根本的に変えることが求められています。

基本方針

1. 「3R」の啓発に努めるとともに、市民との協働を推進します。
2. 公害を防止するため、環境監視体制の充実に努めます。
3. 環境マネジメントシステムを運用し、またその継続的な改善を実施することにより循環型社会形成を推進します。

◆施策体系

持続可能な循環型社会形成の推進

持続可能な循環型社会形成

事業計画

■持続可能な循環型社会形成

1. 「3R」を推進し、循環型社会に取り組む人を支援するとともに環境問題の啓発を行い、市と事業者と市民が連携し取組めるよう努めます。
2. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの公害を防止するため、県との連携に努めるとともに、監視機器の整備を図って、調査を実施し、また事業者の自主監視を推進するなど監視体制の充実に努めます。
3. 環境マネジメントシステムを運用し、循環型社会形成についての意識の高揚に努めます。

主要事業

- ・ 茂原市地球温暖化対策実行計画の推進
- ・ 環境マネジメントシステムの運用

第8節 安全・安心

第1項 消防・救急体制の充実

現況と課題

■火災予防の推進

危険物取扱所の増加や建築物の高層化等により、火災の形態も大型化、複雑化の傾向にあります。このため火災予防活動を徹底し、市民や事業者の防火意識の高揚を図り、火災の未然防止に努める必要があります。

■消防体制の充実

平成22年4月1日現在、長生郡市広域市町村圏組合には常備消防として1本部、4消防署、4分署、また消防団は9支団が設置されています。このうち、本市には常備消防として1本部、1消防署、1分署、職員103名と、消防団として3支団11分団524名の団員が消防防災活動を推進しています。

常備消防に最も期待されることは、火災発生時における初期の即応体制であり、この体制を確立するために、施設の整備や装備の近代化を図る必要があります。また、消防団については、団員の確保や定期的な施設・装備の更新に努め、団の活性化を図る必要があります。

■救急体制の充実

平成21年の救急出動の件数は4,377件で年々増加の傾向にあり、そのうち交通事故、急病、一般負傷が全体の82.3%を占めます。

今後、高齢化に伴い、救命率の向上を図るため救急救命士の養成を行い、救急体制の充実を図る必要があります。

●火災発生状況の推移

年	総数		建物		林野		船舶車両		その他		死者	負傷者
	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)		
17	45	111,908	24	110,906	2	-	8	1,002	11	-	4	1
18	16	32,330	10	32,330	-	-	1	-	5	-	1	3
19	30	25,520	13	16,890	2	-	2	-	13	8,630	-	4
20	37	14,844	17	14,113	3	-	4	717	13	731	1	4
21	31	101,875	17	100,674	1	-	2	1,181	11	20	0	3

●消防の現況

平成22年4月1日現在

区分	消防署(本部、中央消防署、本納分署)						消防団				
	水槽付ポンプ自動車 (台)	消防ポンプ自動車 (台)	はしご車 (台)	化学車 (台)	救急車 (台)	職員数 (人)	支団数	消防ポンプ自動車 (台)	小型ポンプ積載車 (台)	団員数 (人)	
現有	2	1	1	1	2	103	3	19	18	524	

●消防水利の現況

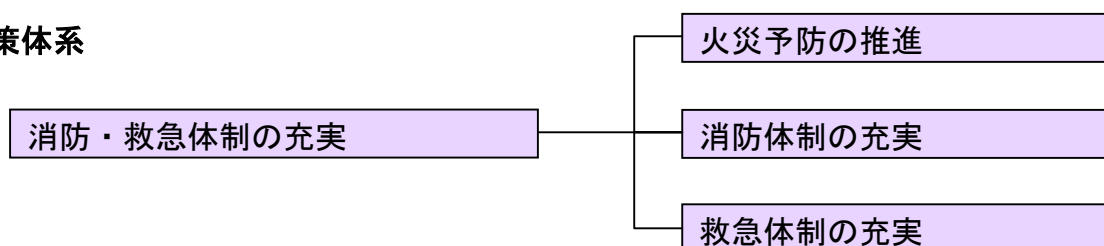
平成22年4月1日現在

消火栓	防火水槽
966	344

基本方針

1. 市民や事業者の防火意識の高揚を図り、災害時にすばやく対応できる体制を確保するため啓発活動に努めます。
2. 火災発生時における初期の即応体制の確立に向け、施設、装備等の整備充実に努めます。
3. 増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実に努めるとともに、市民への救急啓発活動に努めます。

◆施策体系



事業計画

■火災予防の推進

広報紙等を通して防火思想の普及を図るとともに、危険物施設や防火対象物に対して指導査察を強化し、適正な管理に努めるよう、関係機関に要請します。

■消防体制の充実

火災の大型化、複雑多様化に対応するため、消防施設の整備や装備の近代化、消防職員の訓練、教育による資質向上、さらに非常備の消防団員の確保を図るなど、消防体制の充実強化を促進します。

■救急体制の充実

迅速な対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の養成に努めます。また、広報紙等を通して応急救護の知識の普及に努め、長生郡市広域市町村圏組合の協力を得て、応急救護訓練を実施します。

主要事業

- ・ 消防庁舎の耐震補強
- ・ 救急救命士の養成

第2項 防災体制の充実

現況と課題

■災害予防対策

災害に強いまちづくりを推進するためには、内水対策⁵²、土砂災害防止対策や建築物の耐震化などを進めることが重要です。

災害への対応は、市民の防災意識を高めるとともに災害に関する知識の普及が重要であり、自主防災組織⁵³の設立と育成強化が不可欠です。

市職員をはじめ各防災関係機関は、防災知識の習得と訓練を反復・継続し、災害時の対応体制を整えておくことが必要です。

また、心身障害者、高齢者および外国人等の災害時要援護者に対する支援が重要となります。

■災害応急対策

災害発生時には、的確な応急対策が二次災害⁵⁴を防止し、被害の拡大を少なくします。

市民への情報伝達手段として防災行政無線を運用し、併せて全国瞬時警報システム⁵⁵と接続することで緊急情報の伝達を図っています。しかし、現在の無線システムは子局からの放送が主となっているため、場所や状況により放送の聞こえにくい状態が発生しており、この対策と

して防災無線テレホンサービスを併せて運用しています。

風水害に対しては、気象情報をいち早く入手し、職員の配備体制や避難誘導等に反映させるため、防災気象情報システム⁵⁶の充実および有効活用を図ることが重要です。

地震災害など大規模災害への対応としては、自主防災組織による近隣での助け合いが重要な役割を担うこととなりますが、この拠点となる避難場所等に防災備蓄倉庫の設置を進めています。

また、茂原市長生郡医師会や民間事業所等と災害時の協力協定⁵⁷を締結し、医療救護活動や物資・資器材の供給などが円滑に行うことができるよう協力体制の充実を図っています。

災害の未然防止、また災害発生時の被害の最小化のために、情報の収集・伝達体制の整備、災害危険箇所に対する警戒、避難誘導體制の確保などの総合的な防災体制の確立が重要です。

■災害復旧対策

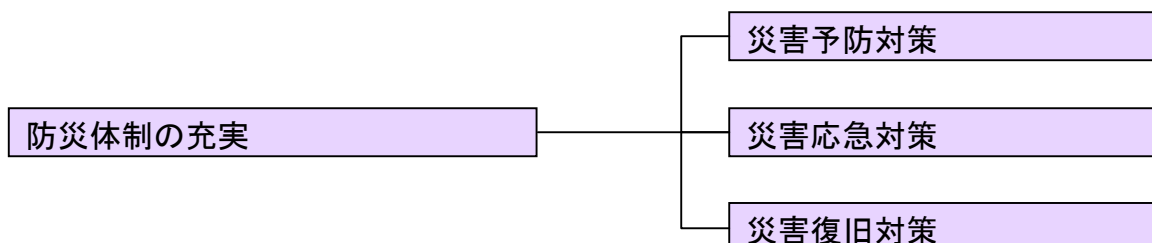
本市は、過去に地震・竜巻・水害に罹災し、各施設の復旧と合わせ、市民生活の復興を支援してきた経験がありますが、今後も災害に備えた復旧計画を充実する必要があります。

基本方針

市民の生命、身体および財産を災害から守るため、茂原市地域防災計画に基づき、市域および広域における防災関係機

関がその全機能を有効に発揮して、災害対策を計画的に推進します。

◆施策体系



事業計画

■災害予防対策

1. 災害に強いまちづくりを確立するため、市の特性や災害危険度を再確認し、地震対策・風水害対策・大規模事故対策など総合的な防災対策について、地域防災計画の見直しを図ります。
2. 市民の自主的で効果的な防災活動を推進することを目的として、自主防災組織の育成・指導並びに支援を行います。

■災害応急対策

1. 固定系防災行政無線のデジタル方式への移行によるシステム全体の更新を進めるとともに、難聴対策および水害危険地域・土砂災害警戒区域への戸別受信機の配布に努めます。併せて、もばら安全安心メールによる情報発信に努めます。

2. 応急対策用の資機材については、自主防災組織や防災関係機関の効果的な活動を確保するため、備蓄倉庫の増設とあわせて、備蓄資機材等の充実に努めます。
3. 災害時要援護者対策と併せて避難所生活での対応、民間事業所等との災害時の協力協定の充実に努めます。
4. 災害発生時に被害を最小限にとどめるため、応急活動が重要であることから、AED⁵⁸を使用した応急救護および初期消火等の対応方法について、自主防災組織をはじめ市民への普及に努めます。
5. 大規模災害や緊急処理事態⁵⁹等に対応するため、訓練の実施等広域的な連携を図ります。

■災害復旧対策

1. 災害復旧にあたっては、災害相談窓口を設置し、家族の消息、医療救護、市民が立ち直り再出発するための助成・援助等の支援を行うとともに、災害復旧ボランティアと協力して、市民生活の早期回復に努めます。
2. 電気、電話、ガス、水道等のライフラインについては、関係機関と連携し、復旧対応を迅速に実施します。
3. 公共施設および農林・水産業施設等の復旧について、各災害復旧事業計画に基づいて復旧対策を迅速に実施します。

主要事業

- ・防災行政無線施設整備
- ・防災備蓄倉庫整備
- ・自主防災組織の設立

第 3 項 防犯体制の充実

現況と課題

■防犯意識の向上と活動の推進

安全で安心なまちづくりを実現するため、市民意識の向上と防犯活動を関係機関と協力し、犯罪に強いまちづくりを推進しています。

本市における犯罪状況は、平成 20 年で 1,561 件であり、このうち窃盗犯が 1,249 件と全体の 80%を占め、これらの犯罪が悪質凶悪化に移行する傾向もあり、我々の生活を取り巻く状況は決して安全であるとは言えない状況です。

また、景気悪化等の影響により、近年は日本各地において凶悪犯罪が発生しています。本市においても例外なく犯罪発生懸念は拭い去られるものでもなく、警察、地域住民および行政が一体となって防犯意識の向上や防犯活動を積極的に展開する必要があります。

市民が明るく安心して暮らせるよう、茂原市防犯組合、防犯指導員や自主防犯グループによる防犯パトロールや声掛け運動、青少年非行防止活動および健全育成活動等においても関係機関と協力し実施していますが、今後もより一層の防犯

体制の強化を図るため、地域住民が一体となって、犯罪を地域からなくす環境づくりを進める必要があります。

■防犯施設の適正配置

市内には茂原警察署をはじめ交番が 2 か所、駐在所が 7 か所設置されています。市民の生命、身体および財産を守るため、移動交番や交番相談員など新たな手法を取り込むことも視野に入れ、防犯施設の適正配置を図っていく必要があります。

身近な防犯設備として存在する防犯灯については、犯罪発生防止や夜間の交通安全のため現在も整備を進めています。平成 21 年 3 月現在で 7,047 灯が設置されていますが、今後も住民が安心して地域で暮らせるよう、適正配置に努めていく必要があります。

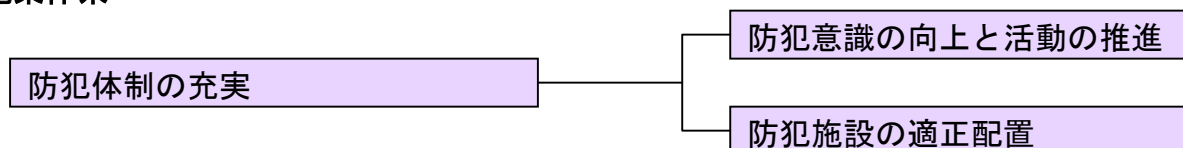
また、平成 18 年度より茂原駅南口で稼働している防犯カメラについても、犯罪の抑止と捜査協力に一定の効果を挙げていることから、防犯上重要で必要な設備であるとの視点に立ち、適正な設置が求められています。

基本方針

市民の生命、身体および財産を守り、明るく犯罪のないまちづくりを推進するため、市民の防犯意識の向上と防犯活動

を押し進めるとともに、防犯施設の適正配置の計画的な整備を図ります。

◆施策体系



事業計画

■防犯意識の向上と活動の推進

警察、茂原市防犯組合、市および関係機関が一体となって防犯活動を推進します。

1. 防犯講習会を開催します。
2. 防犯キャンペーンを実施します。
3. もばら安全安心メールを利用して情報配信をします。
4. 防犯パトロールを実施します。
5. 自主防犯グループの設立と支援をします。

■防犯施設の適正配置

1. 移動交番車および要員を千葉県警察に要望します。
2. 防犯灯の適正配置と設置をします。
3. 防犯カメラの適正な設置と運用を図ります。

主要事業

- ・防犯灯整備

●犯罪発生件数の推移

区分 年度	総数 (件)	凶悪犯 (件)	粗暴犯 (件)	窃盗 (件)	知能犯 (件)	風俗犯 (件)	その他 (件)
16	2,141	19	75	1,697	66	10	273
17	1,890	10	60	1,518	49	2	251
18	1,609	5	43	1,245	56	3	257
19	1,650	6	56	1,312	46	7	223
20	1,561	6	53	1,249	42	3	208

第4項 交通安全対策の推進

現況と課題

■交通安全思想の普及

平成21年中の茂原市における交通事故は、発生件数616件、死者数2名、負傷者数782名となっています。事故原因の多くは、速度超過や安全不確認等の基本的な安全意識の欠如によるものです。

交通安全は、ルールを知り、それを守るだけでなく、「交通事故の怖さ」「マナーの大切さ」を再認識してもらうことも大切です。

交通安全教育については、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等との連携を図りながら、継続的に実施しています。今後はより一層、警察や交通安全協会への協力や広報活動を通じた啓発活動を充実していく必要があります。

■交通安全施設の整備

交通事故には、歩行者や自転車が犠牲となるケースも多く見られ、歩道、自転車歩行者道、道路照明、標識、カーブミラー等の安全施設の整備が急務となっています。

また、車両や歩行者の障害となる道路の草刈り等について、地域ぐるみで取り組む必要があります。

●交通事故発生状況の推移

区分 年	発生件数	死者数 (人)	傷者数 (人)	死傷者数 (人)
17	805	1	1,043	1,044
18	801	15	1,052	1,067
19	711	8	909	917
20	683	4	901	905
21	616	2	782	784

■交通規制の強化

道路整備が進み、車両性能が向上し、交通量の増加によって交通事故の危険性も増大することが予想されます。

交通モニター制度の導入により、市内の道路交通に関して広く市民から情報、意見および要望を求め、これを交通安全施策に取り入れており、交通規制に関しても関係機関へ要望しています。今後はより一層、交通規制の強化に関して関係機関と協議していく必要があります。

■交通事故被害者の救済

交通事故被害者の抱える問題は、複雑多様化しており、その救済について定期的に交通事故相談を実施しています。

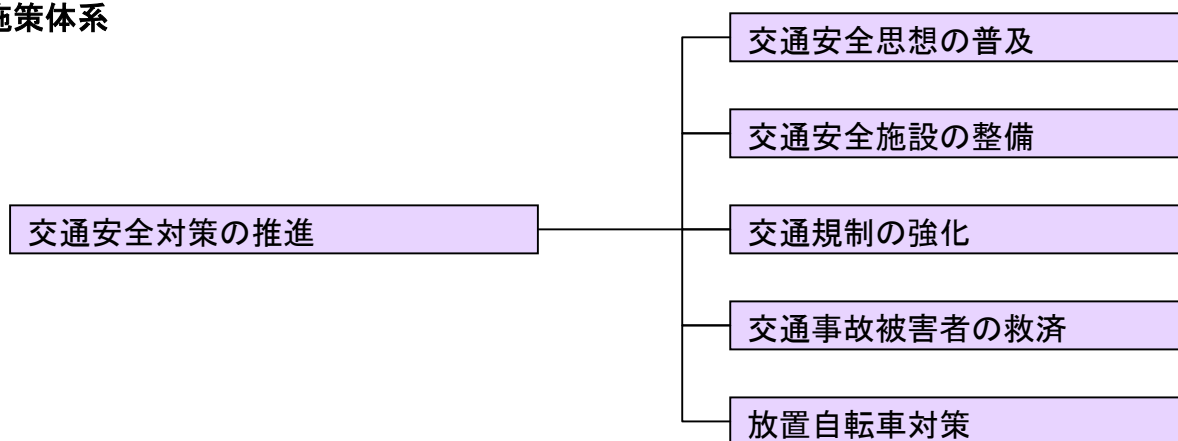
■放置自転車対策

放置自転車が交通の支障および街の美観を損なう等の影響を引き起こしています。このため自転車等放置防止に関する条例に基づき指導し、撤去を実施しています。

基本方針

1. 交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携を強めるとともに、広報活動を通し交通安全の意識向上に努めます。
2. 通勤、通学、買物等の歩行者、自転車の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備を計画的に推進するとともに、道路照明、標識、カーブミラー等の安全施設の整備を図ります。
3. 交通モニター等を通して要望などを関係機関へ連絡する体制を強化し、交通規制の促進を図ります。
4. 交通事故相談について、市民への周知を図ります。
5. 放置自転車による交通障害を防止し環境整備を図るとともに、広報紙等を通して自転車利用者のマナーやモラルの向上を図ります。

◆ 施策体系



事業計画

■交通安全思想の普及

交通安全に関する知識の普及と交通安全思想の高揚を図るため、シートベルトの着用率向上など交通安全に関する教育と広報活動の充実等を効果的に推進します。

■交通安全施設の整備

通学路を中心とした自転車歩行者道の整備を推進します。また、道路照明、標識、カーブミラー等の設置を推進します。

■交通規制の強化

市民要望、交通モニターの意見を反映させ、地域の特性に応じた交通規制により市民の安全保護を図るため、関係機関と連携を密にします。

■交通事故被害者の救済

交通事故に関する市民の相談機会の充実を図ります。

■放置自転車対策

自転車の放置を防止するため指導および撤去を強化するとともに、秩序ある駐車の確保を図るため、自転車駐車場の整備を推進します。また、広報紙等を通し、啓発に努めます。

主要事業

- ・交通安全運動
- ・交通安全施設等整備
- ・放置自転車対策

第9節 消費生活

第1項 消費生活の向上

現況と課題

■消費者の保護

消費生活苦情相談員を配置し、毎週火曜・金曜、第1・3・5木曜日に相談日を設け、消費者トラブルへの迅速な対応に努めています。また、相談事例を広報紙に掲載し、市民に注意を促すとともに周知を図っています。

近年、契約形態・販売方法が多様化する中で、高齢者や多重債務者の問題が増加しています。

■かしこい消費者づくり

消費生活モニター⁶⁰を中心に、消費生活講座や計量検査を実施し、かしこい消費者づくりに努めています。また、架空請求防止キャンペーンを行うなど、消費者行政の啓発活動を推進していく必要があります。

基本方針

1. 消費者の保護を図るため、消費生活苦情相談体制の充実に努めます。
2. 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費生活講座や啓発活動を行い、かしこい消費者づくりを推進します。

◆施策体系

消費生活の向上

消費者の保護

かしこい消費者づくり

事業計画

■消費者の保護

1. 消費者の保護を図るため、消費生活苦情相談体制の充実に図ります。
2. 多様化する契約形態・販売方法に係る消費者トラブルの未然防止を図るための啓発活動を推進します。

■かしこい消費者づくり

消費生活講座を積極的に開催し、消費者意識の向上・専門的知識の習得を図り、自立した消費者を育てます。また、消費生活モニターの活動を通して、消費者の意見が行政に反映されるように努めます。

■消費生活センターの設置

消費者被害救済のため、消費生活センターを設置し、消費生活行政の機能強化を図ります。

主要事業

- ・消費生活苦情相談
- ・消費生活センターの設置
- ・消費生活講座

●消費生活相談受付件数の推移

区分 年度	件数
16	624
17	169
18	131
19	150
20	146

用語解説

39 二級河川

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係のある河川のうち、都道府県知事が指定したもの

40 準用河川

一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定したもの。二級河川に関する規定が準用されます。

41 水平統合

上水道には、大きく分けて水道用水供給事業者（いわゆる「卸売」を行う事業者）と末端給水事業者（一般家庭へ水道水の供給を行う、いわゆる「小売」を行う事業者）の2つの事業者があります。茂原市では九十九里地域水道企業団が水道用水を供給し、長生郡市広域市町村圏組合水道部が一般家庭へ供給を行っています。千葉県内には県水道局、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団など複数の水道用水供給事業者があるため、これらを統合することを「水平統合」といいます。これに対して、「卸売」と「小売」の事業者を統合することを「垂直統合」といいます。

42 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設

43 緑の基本計画

都市公園の整備方針、特別緑地保全地区の緑地保全や緑化地域における緑化推進に関する事項等を定めるもので、都市計画制度に基づく施設と公共施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動などを都市計画制度とは別の施策や取り組みを体系的に位置づけた緑のオープンスペースに関する総合的な施策。地域事情に応じた施策を講じることが本計画の基本であることから「緑の基本計画」住民参加による協働の取り組みが求められます。

44 近隣公園

半径 500m 程度の近隣に居住する人々が利用する 2ha を標準とする公園

45 街区公園

半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とする公園

46 公園施設長寿命化計画

都市公園における公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成するもの

47 瑕疵保険付住宅

住宅を対象の欠陥があった場合、事業者に代わりこれを補修したり、損害を賠償したりするための、10年間に渡る保険や供託金によるサポート住宅のこと。平成 21 年 10 月に制度開始。

48 資源循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと

49 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の中で、容積比で約 6 割、重量比で約 2 割を占める容器包装廃棄物（ガラスビン、缶、紙製・プラスチック製の容器包装）に対して、減量化とリサイクルを推進するために 1997 年に施行された法律。容器包装の製造または利用する事業者に再商品化の義務が課せられ、消費者に分別排出、自治体の分別収集等の義務が課せられています。

50 家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品 4 品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律（2001 年施行）。製造業者に引取りと再商品化等の実施義務が、小売業者に消費者からの引取りと製造業者への引渡し義務が、消費者に引渡しと費用負担の義務が課せられます。

51 EM 容器

EM（有用微生物群）を米ぬかで培養した「EM ぼかし」と生ごみを密閉容器の中で発酵させる堆肥づくりの容器

52 内水対策

「内水」とは本川水位の上昇に伴い、自然排水ができず堤内地が湛水する現象のこと。この「内水」を強制的に排水するのが内水対策です。

53 自主防災組織

災害による被害を防止し軽減するため、地域住民が協力し合い、地域全体の安全を守る必要があり、そうした地域の防災活動を効果的に行うため、自主的に結成する組織

54 二次災害

最初に起こった災害に引き続いて、それから派生する別の災害

55 全国瞬時警報システム

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の防災行政無線を自動起動するシステム

56 防災気象情報システム

総合気象監視、予報及び気象コンサルティング、警報連絡サービスを行うシステム

57 災害時の協力協定

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体（以下、「自治体」）と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定

58 AED

Automated External Defibrillator の略で、「自動体外式除細動器」のこと。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

59 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

60 消費生活モニター

消費生活に関する消費者の意見、苦情を広く収集して、これを積極的に行政面に反映することにより、消費者行政の一層の推進を図るために募集する民間の協力者